

令和 6 年度東大和市介護サービス事業者等指導検査実施方針

1 基本方針

介護サービス事業者等に対する指導検査については、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）及びその他の法令等の規定に基づき実施している。介護保険サービスを提供する事業者等においては、同法をはじめとした各種関係法令に則った適切なサービスの提供及び介護報酬の請求など、適正な事業運営を確保するとともに、事業者等が自らその提供するサービスの質の向上を図り、利用者本位のサービスを提供する事が求められている。

このため市における指導検査については、これらのサービスの質の確保及び適正化を図るため、法、条例及びその他の各種関係法令等の規定に基づき、指定基準が遵守されているか、介護報酬の請求等が適正になされているか等の項目に主眼を置いて実施し、もって、当該サービスの質を向上させ、また当該サービスに係る介護給付等の適正化を図ることを目標とする。

2 指導の重点項目

（１）人員に関する基準

- ア 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。

（２）設備及び運営に関する基準

- ア 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。
- イ 居宅サービス計画、個別サービス計画及び施設サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態等に即して処理されているか。
- ウ サービスを提供するにあたり、内容及び手続きの説明並びに同意（個人情報利用を含む。）が適切に行われているか。
- エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害への防止に向けた取組が行われているか。
- オ 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止対策が講じられているか。
- カ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合に適切な対応が行われているか。

キ 非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。

ク 日常生活に要する費用の取扱いが適切に行われているか。

ケ 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用・管理しているか。

コ 福祉サービス第三者評価を適切に受審しているか、又、当該評価結果において、問題がないか。

サ 介護サービスとその他の自費サービスとが混同して行われていないか。

(3) 介護報酬の算定及び取扱い

介護報酬改定に伴い、介護報酬算定に関する告示等を適切に理解したうえで、加算・減算等の基準に沿った介護報酬が請求されているか。

3 実施計画

(1) 対象サービス等

ア 居宅介護及び介護予防のための住宅改修を行う事業者

イ 指定居宅サービス事業者

ウ 指定地域密着型サービス事業者

エ 指定居宅介護支援事業者

オ 指定介護老人福祉施設事業者

カ 介護老人保健施設

キ 介護医療院

ク 指定介護予防サービス事業者

ケ 指定地域密着型介護予防サービス事業者

コ 指定介護予防支援事業者

サ 法第115条の4第1項に規定する第1号事業者

シ その他、市長が指導等を必要と認める事業者等

(2) 実施形態

ア 指導検査

(ア) 実施方法

事業者ごとに日程等を決定し、対象事業所に赴き、実地において実施する。

(イ) 実施単位

指定事業所を単位として実施する。

(ウ) 班編成

職員 2 名以上をもって組織する。また、事業所の状況に応じて適宜体制を再編する。

(エ) 実施通知

東大和市介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱(以下「要綱」という。) 第 8 条の規定に基づき通知する。ただし、緊急に指導検査を行う必要があると判断した場合には、指導の開始時に通知を行う。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、一定の期間ごとに決定する。

イ 監査への変更

指導検査中に、要綱第 9 条に該当する事実を確認した場合は、直ちに監査を行うことができる。

ウ 集団指導

講習、資料配布、オンラインを活用した動画配信形式等の方法により実施する。

(3) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和 6 年 4 月 1 日時点で現存する指定事業所とする。
ただし、年度途中で指定を受けた事業所については、必要に応じて適宜指導検査の対象とする。

イ 選定基準

- (ア) 継続的に指導を行うことが必要であると考えられる事業所
- (イ) 過去の指導検査において指摘した事項の改善が図られていない事業所
- (ウ) 事業所に対する苦情、告発等を把握し、速やかに指導検査を行うことが必要であると認められる事業所
- (エ) 集団指導等は一切参加しないなど、外部との関わりを避ける事業所
- (オ) 前回の指導検査より相当期間経過している事業所。もしくは、前年度までに市が指導検査をしていない事業所。

4 関係機関等との連携

指導検査の効果を高めるため、東京都及び他の保険者並びに東京都国民健康保険団体連合会と、指導検査の実施状況等の情報共有等により連携を図るものとする。